

令和7年度予算案の概要

(こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援関係)

支援局 家庭福祉課

【要求内容】

【令和7年度予算案】
1,939億円【令和6年度予算】
(1,854億円)

(1) 「こども未来戦略」の着実な実施

- 「こども未来戦略」に基づく、児童扶養手当の拡充（所得限度額の引き上げ、多子加算の増額）、資格取得を目指すひとり親家庭に対する給付金の対象資格の拡大・給付割合の拡充、こども食堂や学び体験などの場を増やすこどもの生活支援の強化等の取組について、着実に実施する。

(2) 自立支援策（養育費確保等支援パッケージ等）の強化、相談支援体制の強化等

- ひとり親家庭等に対する自立支援策を当事者のニーズに応じて総合的に実施するため、子育て・生活支援や就業支援、養育費確保等の支援の再編・強化を図るとともに、相談支援体制を強化する。

<再編後の支援体系と拡充内容>

◇ひとり親家庭等就業・自立支援事業（就業・自立支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

◇離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、「親子交流支援」の対象を拡大し、「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

◇ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、同行支援やフォローアップなど伴走型の支援を強化し、自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

- 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対する住居の借り上げ資金の貸付額の上限について、4万円から7万円に拡充する。
- 修学や疾病等により生活援助や保育等のサービスが必要となるひとり親家庭等への支援について、利用要件を緩和するとともに、支援の強化を図る。

(3) こどもの学習支援の強化

- ・ ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対する学習支援の場に、外国にルーツのあるこどもや個別支援が必要なこども等への対応のため、必要に応じて個別支援員を配置するための費用を補助する。

(4) 民法等改正法の施行を見据えた支援の拡充等

- ・ 離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）

補助基準額の再構築を行うとともに、「親子交流支援」の対象を拡大し、「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。【再掲】

- ・ 修学や疾病等により生活援助や保育等のサービスが必要となるひとり親家庭等への支援について、利用要件を緩和するとともに、支援の強化を図る。【再掲】

(5) こどもの貧困対策の強化

- ・ 多様な困難を抱えるこども達に対して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設け、支援が必要なこどもの早期発見・早期対応につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。【再掲】

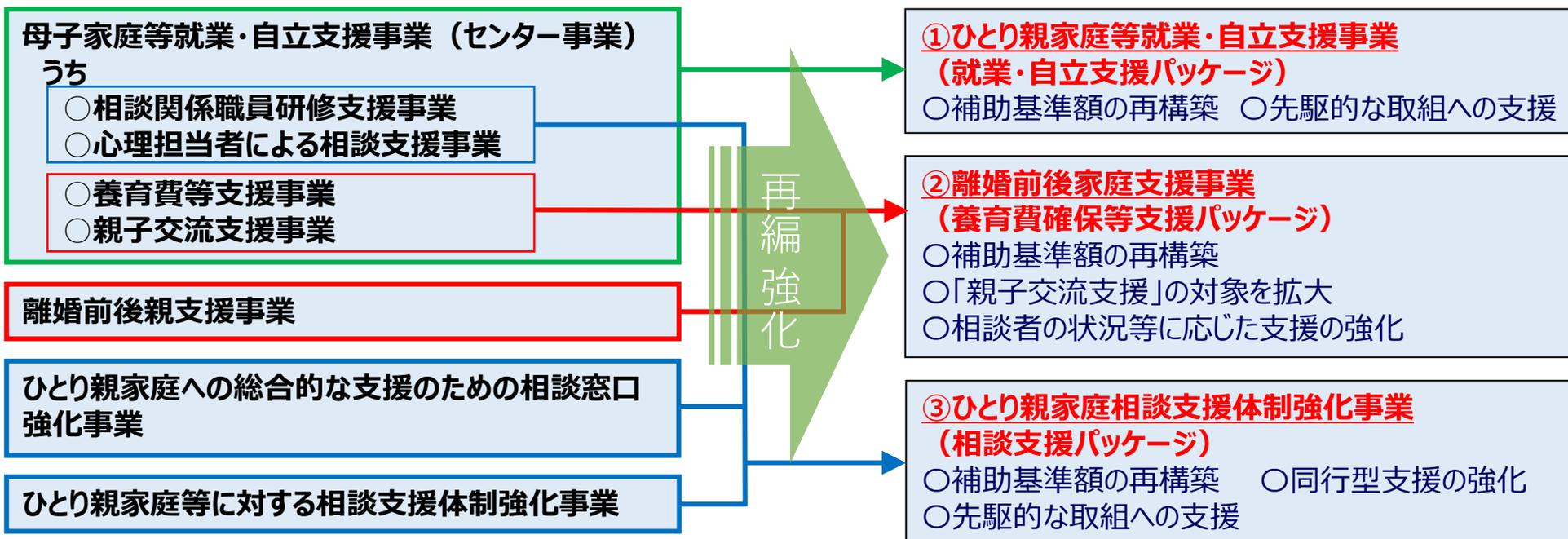
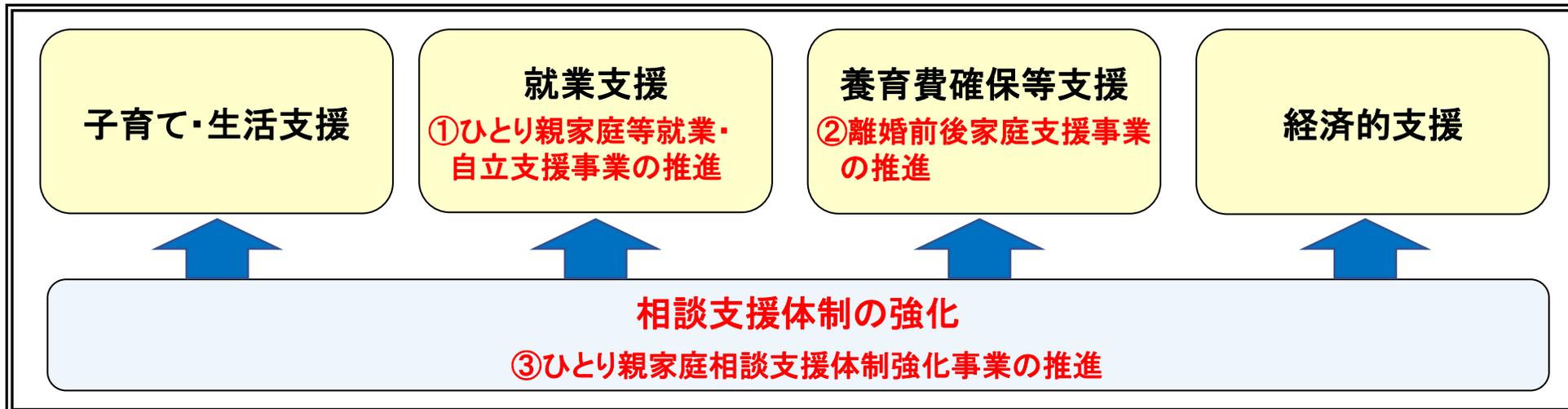
【主な内訳】

◇ 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	180億円	(163億円)
◇ 児童扶養手当給付費負担金	1,530億円	(1,493億円)
◇ 養育費確保支援事業委託費	0.8億円	(0.8億円)
◇ 母子父子寡婦福祉貸付金	14億円	(14億円)

目次

● ひとり親家庭等に対する自立支援策の強化	4
ひとり親家庭等就業・自立支援事業（就業・自立支援パッケージ） 拡充	5
離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ） 拡充	6
ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ） 拡充	7
● ひとり親家庭住宅支援資金貸付 拡充	8
● ひとり親家庭等日常生活支援事業 拡充	9
● こどもの生活・学習支援事業(ひとり親家庭等生活向上事業) 拡充	10
● 地域こどもの生活支援強化事業 新規	11
(参考) 令和7年度予算案における新規・拡充以外の事業	12

○ ひとり親家庭等に対する自立支援策を当事者のニーズに応じて総合的に実施するため、子育て・生活支援や就業支援、養育費確保等の支援の再編・強化を図るとともに、相談支援体制を強化する。



<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供する事業。

事業の概要

【拡充内容】

- 個々の補助メニューごとに設けていた補助単価（上限額）を撤廃する。
- 自治体の創意工夫による就業・自立支援に資する先駆的な取組を新たに補助メニューに追加する。

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

①就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

④在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

⑦先駆的な取組（新規）

- ・①～⑥のほか、就業・自立支援に資するものとして、先駆的な取組による支援

②就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

⑤広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

③就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等

⑥就業環境整備支援事業

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村

※都道府県・指定都市・中核市と一般市等の区分けを撤廃

【補助率】 国：1/2、都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村：1/2

【補助単価】 1か所あたり **43,891千円**

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取り決めについて考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

事業の概要

【拡充内容】

- 「親子交流支援」の実施要件について、支援対象年齢を18歳到達後の3月末まで拡充し、頻度・期間は個々のケースに応じた対応を可能とする。
- 「離婚前後のカウンセリング支援」及び「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」等の相談者の状況やニーズに応じた支援を行う。

（1）相談員の配置

親子交流支援員を含めた相談員の配置

（2）親支援講座

- ① 親支援講座 養育費や親子交流の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（3）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

- ① 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ② 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携を図る。
- ③ 戸籍抄本等の書類取得補助
調停申立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ④ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。
- ⑤ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための費用等の支援を行う。
- ⑥ ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用した調停に係る費用の支援を行う。
- ⑦ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑧ 養育費受取に係る弁護士の活用
養育費の受取に係る弁護士費用の支援（受取開始後1年間）を行う。
- ⑨ 同行支援
養育費や親子交流の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を行う。
- ⑩ 親子交流支援<<拡充>>
支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- ⑪ 先駆的な取組
①～⑩のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

（4）相談者の状況やニーズに応じた支援<<拡充>>

「離婚前後のカウンセリング支援」（心理担当職員の配置）、「外国語に対応した親支援講座・ガイダンス」（通訳（人員配置、ICT機器活用等））、託児サービス、夜間・休日対応、SNSによる相談対応等、相談者の状況やニーズに応じた個別支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2 【補助単価】1自治体当たり 40,029千円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

○地方自治体の相談窓口に、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」や就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

事業の概要

【拡充内容】

- 伴走型の支援（同行支援やフォローアップなど）を強化するため、「同行型支援」を拡充。
- 自治体の創意工夫による相談支援体制強化に資する先駆的な取組を補助メニューに追加。

（1）心理担当者による相談支援事業

「心理担当職員」を配置し、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行う。

（2）就業支援専門員配置等事業

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たること、①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

（3）集中相談事業

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就業・自立支援センター職員、女性相談支援センター職員、弁護士等を相談窓口配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

（4）弁護士・臨床心理士等による相談対応支援

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用

（5）補助職員配置支援

母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

（6）夜間・休日対応支援

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

（7）同行型支援<拡充>

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。**伴走型の支援（同行・フォローアップ）を強化するため拡充。**

（8）相談関係職員研修支援事業

「就業支援職員」等の相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等を行う。

（9）支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

（10）先駆的な取組（新規）

（1）～（9）のほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。

相談体制の充実

専門性の向上

実施主体等

【実施主体】都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】国 1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 1/2

【補助単価】1か所当たり **27,893千円**

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円→**上限7万円**）を貸付<拡充>

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9 / 10（国9 / 10、都道府県又は指定都市1 / 10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9 / 10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1 / 10相当を負担（特別交付税措置）

<母子家庭等対策総合支援事業> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- **ひとり親家庭等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）**が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

事業の概要

- 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。
 - (1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
 - ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由
 - (2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合
 - ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等
(乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。)
- 実施場所：生活援助…ひとり親家庭等の居宅
保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

- 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う
- 保育等のサービスは、乳幼児の保育、こどもの生活指導などを行う



実施主体等

- 【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
(事業の全部または一部を民間団体等に委託可)
- 【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【補助基準額】

1	活動費 1か所当たり	4,306千円	
2	派遣手当分 1時間当たり		
	①子育て支援		②生活援助
	(深夜、早朝以外9:00~18:00)	2,200円	(深夜、早朝以外9:00~18:00)
	(深夜、早朝)	2,750円	4,400円
	(講習会会場)	3,300円	(深夜、早朝)
	(宿泊分)	11,000円	(移動時間)
	(移動時間)	1,860円	1,860円

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
- また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。
- 外国にルーツのあるこどもや個別支援が必要なこどもなどへの対応のため、各学習支援の場に、必要に応じて個別学習支援員を配置できるようにする。（拡充）

事業の概要

①生活指導・学習支援

地域の実情に応じて、以下のアからウの支援を組み合わせて実施。

- ア 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- イ 学習習慣の定着等の学習支援
- ウ 軽食の提供

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが勉強に集中できるよう、自習室を含めたスペースの確保や軽食の提供に係る費用を支援。

②長期休暇中の学習支援の追加開催

夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施する。

③大学等受験料支援

大学(短大)・専門学校等を受験する際の受験料を支援する。

④模擬試験受験料支援

中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援する。

※③及び④の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

- ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)
- イ.自治体が実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども

⑤個別学習支援員の配置<<拡充>>

各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置するために必要な費用を支援。

【補助単価】

○生活指導・学習支援

- (1) 事務費 1事業所当たり 2,902千円
- (2) 事業費(集合型) 1事業所当たり 4,960千円
(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)
- (3) 事業費(派遣型) 1回の訪問が1日の場合
11,020円(半日以内の場合 7,000円)
- (4) 実施準備経費 1事業所当たり①改修費等 4,000千円
②礼金及び賃借料(実施前分) 600千円
- (5) 軽食費 1事業所当たり 832千円
(週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる)

○長期休暇の学習支援の費用加算

週1日：424千円、週2日：848千円、週3日以上：1,272千円 加算

○大学等受験料

高校3年生等：1人当たり 53,000円上限

○模擬試験受験料

高校3年生等：1人当たり 8,000円上限
中学3年生：1人当たり 6,000円上限

○個別学習支援員

個別学習支援員 1人当たり 日額：8,040円



実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

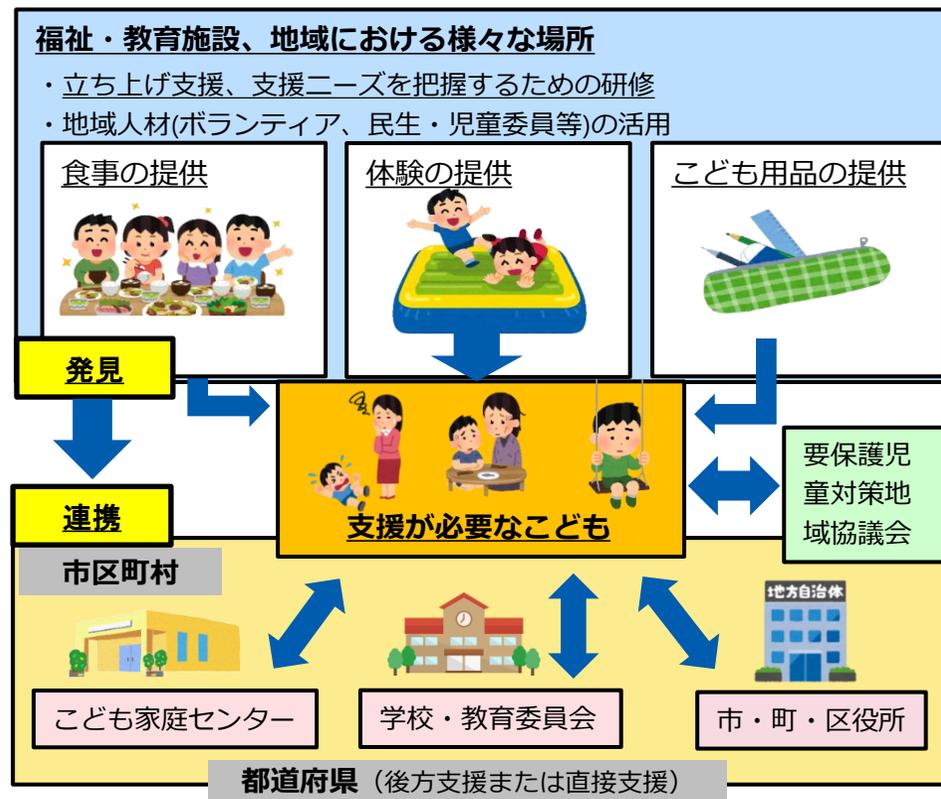
<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数 (163億円の内数)

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

- 地域こどもの生活支援強化事業**（補助基準額：最大8,502千円）
 - ※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円
- ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業（補助基準額：3,070千円）
 - ※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）
- イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）（補助基準額：1,520千円）
 - ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）（補助基準額：300千円）
- ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,912千円）
- エ その他上記に類する事業
- ※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）
- 要支援児童等支援強化事業【加算措置】**（補助基準額：2,563千円）
 - 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

(参考資料) 令和7年度予算案における新規・拡充以外の事業

<児童扶養手当給付費負担金> 令和7年度予算案 1,530億円 (1,493億円)

事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

事業の概要

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和7年4月～（見込額））>

- 月額
・全部支給：46,690円 ・一部支給：46,680円～11,010円
※令和6年度単価 全部支給：45,500円 一部支給：45,490円～10,740円
- 加算額（児童2人目以降1人につき）
・全部支給：11,030円 ・一部支給：11,020円～5,520円
※令和6年度単価 全部支給：10,750円 一部支給：10,740円～5,380円

<所得制限限度額（収入ベース 前年の所得に基づき算定）>

- 全部支給（2人世帯）：190万円 一部支給（2人世帯）：385万円

<支給期月>

- 1月、3月、5月、7月、9月、11月

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】 790,483人 ※令和6年3月（概数）

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、こどものしつけ・育児及び自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面 することとなる。また、ひとり親家庭等の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

事業の概要

（1）相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。
また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

（2）家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。

（3）学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭等の親に対して学習支援を実施する。

（4）情報交換事業

ひとり親家庭等が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

（5）ひとり親家庭地域生活支援事業（従来の「短期施設利用相談支援事業」）

離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

【補助基準額】 (1) 1自治体当たり最大 12,851千円

(2) 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に①に加算する額
4,630千円

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数 (163億円の内数)

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

<対象者>

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

<支給内容>

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円 ※1※2
 - ※1 修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給（最大85%の支給）
 - ※2 6か月ごとの支給が可能
2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
 ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

【事業実績】 令和4年度支給件数 2,005件
就業実績 1,559件

【実施自治体数】

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	725か所 (92.9%)	853か所 (93.8%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

事業の概要

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ※ 所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格 等

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	751か所 (96.3%)	880か所 (96.8%)

【支給対象期間】 修業する期間（上限4年）

【支給額】 月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

【令和4年度総支給件数】 8,093件（全ての修学年次を合計）

【令和4年度資格取得者数】 2,929人（看護師 984人、准看護師 723人、保育士 264人、美容師 129人など）

【令和4年度就職者数】 2,149人（看護師 846人、准看護師 419人、保育士 203人、美容師 98人など）

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数 (163億円の内数)

事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

事業の概要

<対象者>

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること
 - ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること

<対象講座>

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

<支給内容>

(1) 通信制の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限10万円）
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

(2) 通学又は通学及び通信併用の場合

- ① 受講開始時給付金：
受講費用の4割（上限20万円）
- ② 受講修了時給付金：
受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
- ③ 合格時給付金：
受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円）

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【R4実施自治体数】 381自治体

【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

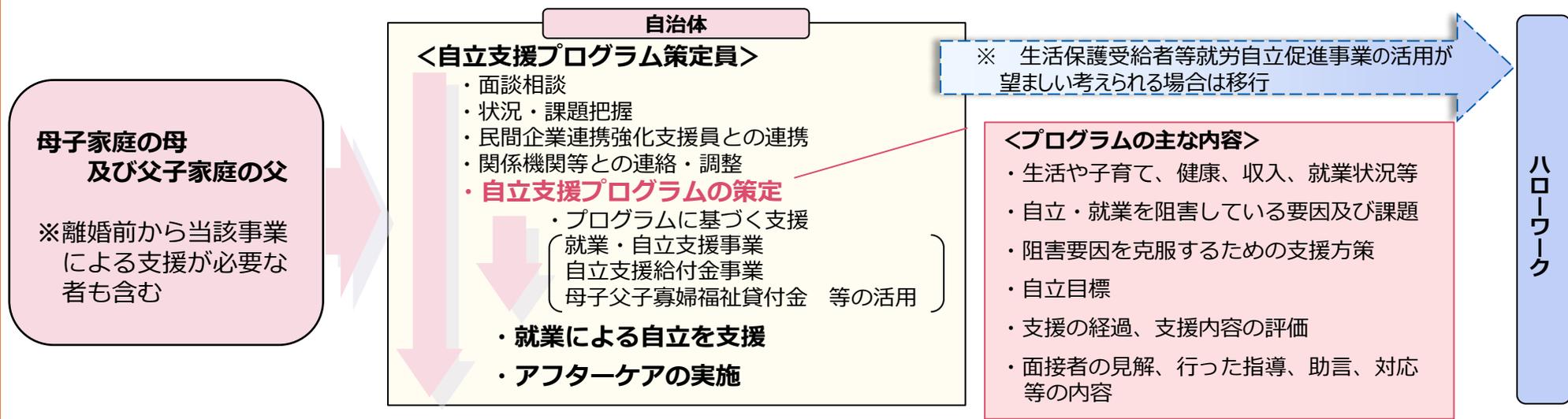
【R4支給実績】 事前相談：189人 支給者数：119人

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数 (163億円の内数)

事業の目的

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるように支援を行う。

事業の概要



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国10/10

【補助基準額】

1プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算
キャリアコンサルタントによる講習等受講経費
1自治体あたり97千円

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和4年度	41か所 (87.2%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	493か所 (63.2%)	599か所 (65.9%)

(注) ()内は、都道府県、市等における実施割合。

【事業実績】

	策定件数	就業実績
令和4年度	5,302件	3,409件

〈母子家庭等対策総合支援事業費補助金〉 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

<対象者>

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

<貸付額>

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
- ※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

<返済免除>

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
- ② 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】

- ①の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
- ②の場合：定額（9／10相当） ※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担

【貸付実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入学準備金（貸付件数）	1,542件	1,290件	1,166件	1,193件	1,077件
就職準備金（貸付件数）	907件	889件	916件	915件	759件

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和7年度予算案 180億円の内数 (163億円の内数)

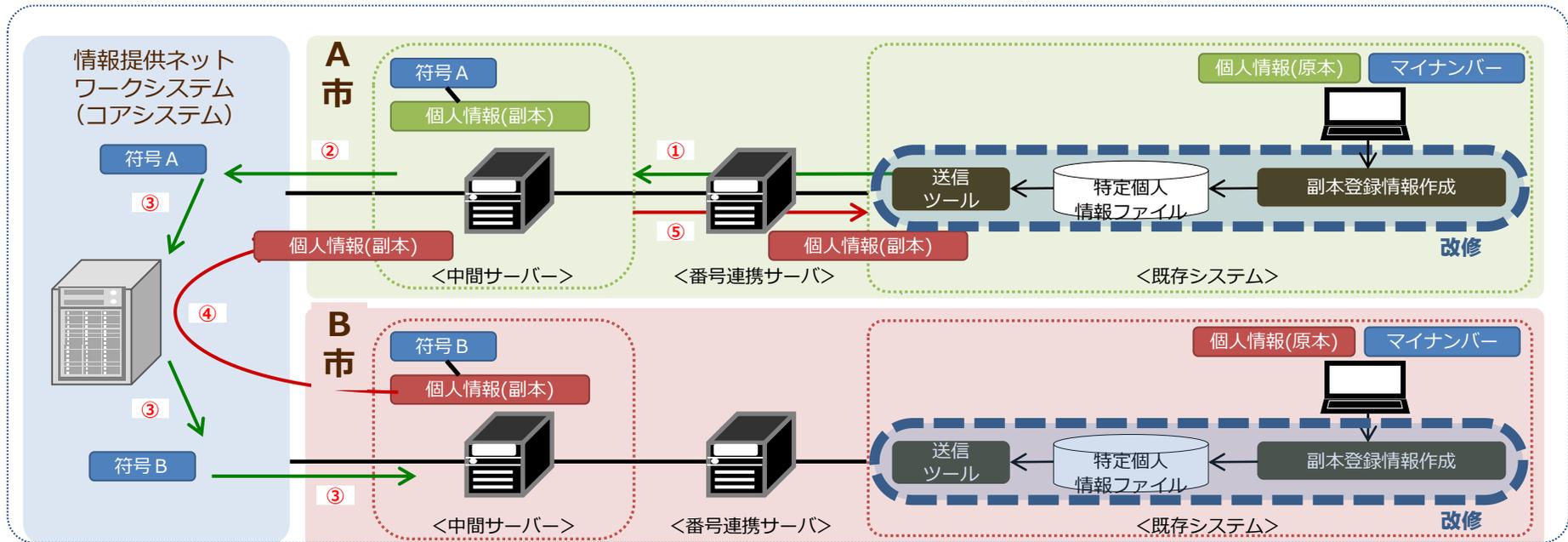
事業の目的

- 児童扶養手当制度における社会保障・税番号制度を活用した情報連携を推進することを目的とする。

事業の概要

- 児童扶養手当制度の実施主体である都道府県、市、福祉事務所設置町村が保有する業務システムについて、受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握や、データ標準レイアウトの改版に対応するためのシステム改修等に要する費用を補助する。

<情報連携のイメージ>



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 2 / 3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 1 / 3

〈ひとり親家庭等自立促進基盤事業費補助金〉 令和7年度予算案 15百万円（15百万円）

事業の目的

- 民間団体が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を支援する事業を実施することにより、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図ることを目的とする。

事業の概要

- 民間団体から申請のあった次の全ての要件を満たす事業であって、審査・採択されたものの費用を補助する。
 - ① ひとり親家庭等の支援施策や自立に関する全国的なセミナーや研修会の開催、ひとり親家庭等の就業に関する企業への協力要請活動、養育費に関する相談や普及啓発等ひとり親家庭等の自立支援、ひとり親家庭等や貧困状況にあるこども及びその家庭への支援施策を行う事業であること。
 - ② 営利を目的としない事業であること。
 - ③ 複数の都道府県において行われる事業であること。
 - ④ 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業でないこと。
 - ⑤ 事業の大部分が設備整備、備品購入等でないこと。

実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により5者の範囲内で決定）

【補助率】 定額補助

【補助基準額】 1団体あたり上限300万円

【実績】 令和4年度 4団体

＜ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業費補助金＞ 令和7年度予算案 27百万円（27百万円）

事業の目的

- ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行うことでひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

事業の概要

(1) 情報収集・管理業務

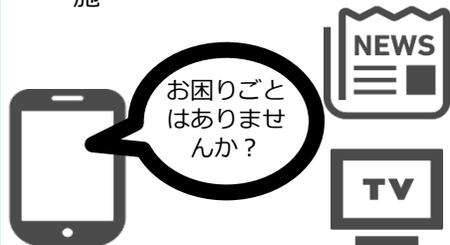
- ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況
- 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報 等

(3) 広報啓発業務等

- インターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

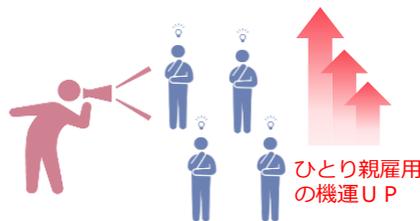
1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb広告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



(2) 特設サイト運営業務

- 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

1 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
- 自治体毎の取組状況を掲載

住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

2 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 地域における民間の支援団体の情報を掲載

行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

3 ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報

- ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
- ひとり親家庭当事者の経験談や応援メッセージを掲載

ひとり親への支援に関する機運を高める

実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定）

【補助率】 定額

〈養育費確保支援事業委託費〉 令和7年度予算案 84百万円（83百万円）

事業の目的

- ひとり親家庭等の養育費等に係る相談について、夜間・休日を含め、電話やメールで迅速に対応できる相談支援機関の確保を図る。
- 各自治体の相談担当者に対する研修の実施や困難事例への助言指導等を行い、相談担当者の人材養成や業務支援を行う。

事業の概要

目指すべき方向

	(母子家庭)	(父子家庭)
○養育費の取決め率の増	約47%	約28%
○養育費の受給率の増	約28%	約9%

(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)



- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つこどもの健やかな成長

国（こども家庭庁）が養育費等相談支援センター
に委託して実施（平成19年度創設）

【令和6年度委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費等に係る各種手続に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
 - 地方公共団体等の養育費等相談対応者の養成のための各種研修会の実施
 - 地方公共団体等に対する困難事例への支援
 - ひとり親家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhj.or.jp〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕
- （参考）令和4年度実績 相談延べ件数：4,699件 研修等の実施：76回

地方自治体（都道府県等）が
直営又は委託して実施

・研修
・サポート

・困難事例
の相談

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談等
- ひとり親家庭等への講座の開催
- 弁護士による法律相談（平成28年度から）

（参考）令和4年度実績

- ・養育費等支援事業実施自治体数：127自治体
養育費専門相談員による相談延べ件数：15,802件
養育費専門相談員の設置：43か所、166名
- ・弁護士による相談実施自治体数：88自治体
弁護士による相談延べ件数：8,954件

実施主体等

【実施主体】 民間団体

【補助率等】 委託契約により実施

<母子父子寡婦福祉貸付金> 令和7年度予算案 14億円 (14億円)

事業の目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

事業の概要

【貸付対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
(平成26年10月1日より)
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】 国2 / 3、都道府県・指定都市・中核市1 / 3

【貸付実績（令和4年度）】

- | | | |
|-----------|---------------------|----------------------------|
| ① 母子福祉資金： | 97億9,596万円（17,473件） | ※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係 |
| ② 父子福祉資金： | 6億9,886万円（1,185件） | |
| ③ 寡婦福祉資金： | 2億7,407万円（392件） | |

令和6年度補正予算の概要

(社会的養護、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係)

こども家庭庁支援局家庭福祉課

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)を踏まえ、社会的養護、ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策に関する取組の推進を図るため、以下の施策を令和6年度補正予算に計上している。

<社会的養護関係>

- 児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいないこと等により、安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付等を行う。(児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業：4.7億円)
- 児童養護施設等に従事する職員について、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。(児童入所施設措置費等国庫負担金：84.1億円)
- 令和6年能登半島地震により被災した児童養護施設等の入所児童等の保護者等に対し、都道府県等が利用者負担額を減免した場合に、特例として、国がその全額を財政支援する。(児童保護災害臨時特例補助金：0.8百万円)
- 令和6年4月施行の改正児童福祉法で創設された施設・事業所について、開設準備経費等の支援を行う。併せて、児童養護施設等における性被害防止対策等の支援を行うことにより、社会的養護が必要なこどもの安心・安全な生活環境の確保を図る。(児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業：2.0億円)
- 共働き里親や共働きの養親候補者等が、里親委託等と就業を両立しながら委託児童等を養育するための環境整備を行い、里親等委託の更なる推進を図る。(共働き家庭里親等支援強化事業：0.6億円)

<ひとり親家庭支援・こどもの貧困対策関係>

- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設する。(民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業：1.8億円)
- ひとり親家庭等が必要な支援にたどりつけるよう、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内など相談機能の強化を図る。(ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業：2.7億円)
- こども食堂等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体の取組を支援し、困窮するひとり親家庭をはじめ、支援が必要な世帯のこども等に食事の提供等を行う。(ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業：19.2億円) 等

令和6年度補正予算 1.8億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするため、「高等職業訓練促進給付金」等の支給により資格取得の支援を行っているが、個人の状況によっては、就職・転職や正規雇用等につながりにくい場合や、就職しても子育てとの両立に困難を抱える場合があることが指摘されている。
(就業中のひとり親家庭の母で「資格あり」は65.0%、そのうち「現在の仕事に役に立っている」は67.0% (正規で働くひとり親家庭の母の平均年間就労収入は344万円))
- 資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を創設し、成果を横展開する。
➤ 人手不足となっている分野・企業とのマッチング等地域の実情を踏まえた就業・定着を力強く支援

事業の概要

<対象者> 母子家庭の母又は父子家庭の父

<事業内容> 以下のような取り組みが考えられるほか、自治体独自の創意工夫を凝らした実効性のある取り組みを幅広く補助対象とする

取組例 1

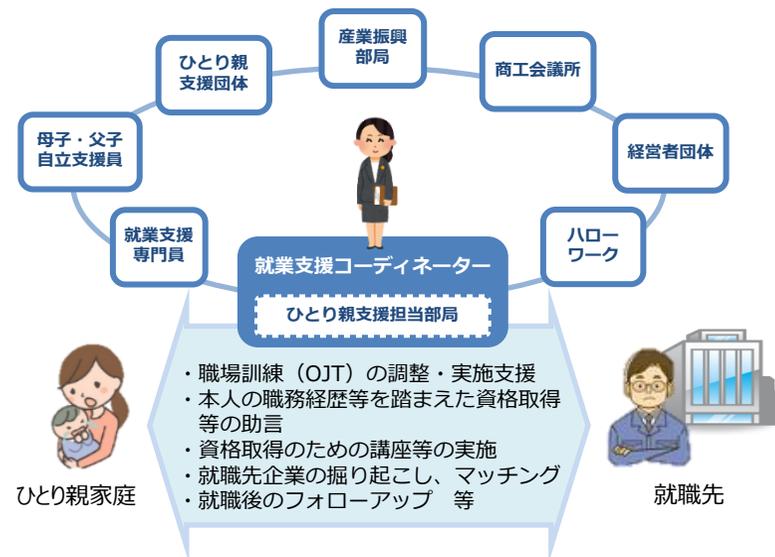
就業支援コーディネーターによる就業支援

- ケース①：あらかじめ就職先を決定した上で、試用期間における職場訓練(OJT)の実施支援や正式採用に向けた調整、就職後における定着促進のためのフォローアップを実施
- ケース②：本人の意向や職務経歴などを踏まえた資格取得に関する助言などオーダーメイドの就業支援、資格取得のための講座等の実施、就職先のおっせんを行う

取組例 2

関係機関との連携を通じた就職先企業とのマッチング

ひとり親支援担当部局と産業振興部局、商工会議所、経営者団体、ハローワーク等を構成員とするネットワークを構築するなど、関係機関による連携体制を整備し、ひとり親の雇用に積極的な企業とのマッチングを行う



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村 (民間団体への委託可) 【補助率】 国10/10

【補助基準額】 都道府県・指定都市：41,000千円、市 (指定都市を除く)・特別区・福祉事務所設置町村：28,000千円 (いずれも1自治体あたり)

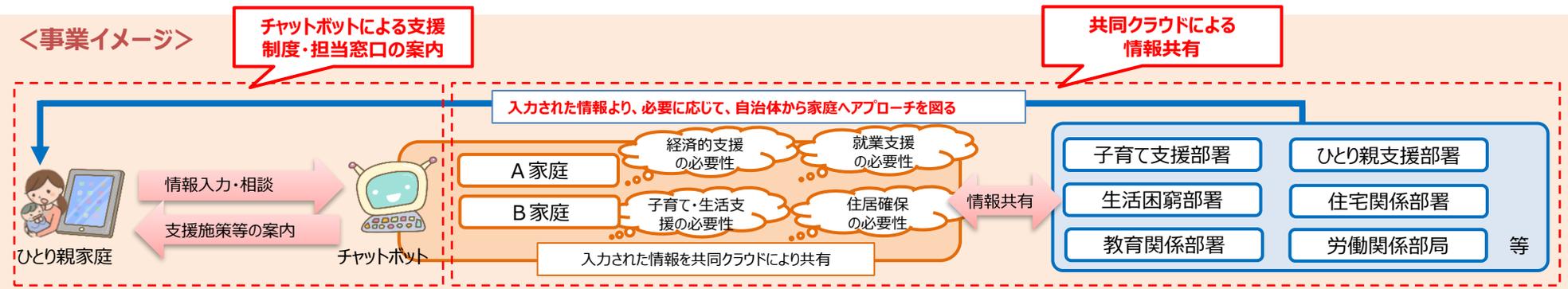
令和6年度補正予算 2.7億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっている。（市区町村福祉関係窓口の利用状況：母子世帯46.0%、父子世帯31.3%、母子家庭等就業・自立センター事業を利用したことがない者のうち制度を知らなかった割合：母子世帯33.6%、父子世帯37.9%）
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 全国の先進自治体の取組事例を横展開することにより、自治体の効果的・効率的な事業実施を促進する。

事業の概要

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり：30,000千円

【補助率】国：3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村：1/4

令和6年度補正予算 19.2億円
※母子家庭等対策総合支援事業費補助金

事業の目的

- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきた。（こども食堂箇所数2018年時点：2,286か所 → 2023年時点：9,132か所、都道府県ごとの小学校区にこども食堂がある割合：1割～5割（※認定NPO法人「むすびえ」2023年調査））
- ひとり親家庭等のこども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

事業の概要

【1】国⇒中間支援法人

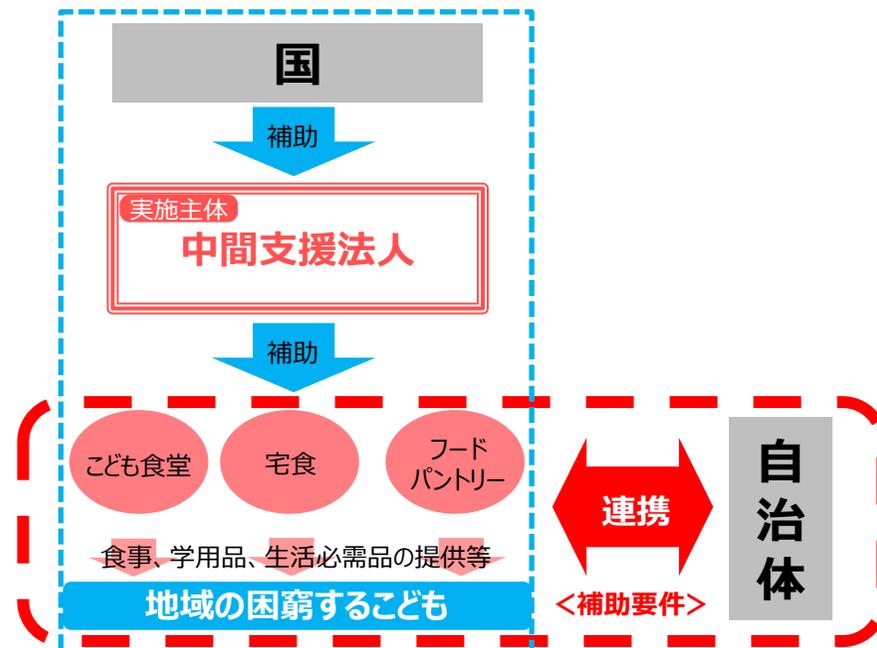
- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。
- ※各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

- ひとり親家庭等のこどもに食事の提供等を行う。



実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人当たり：240,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

令和6年度補正予算 50百万円
※こども政策推進事業委託費

事業の目的

ひとり親家庭等が適切な支援につながるよう、こども家庭庁の各種支援施策に関する令和6年民法等改正法を踏まえた取扱いについて、各地方自治体等を通じて、当事者目線での周知・広報を行う。

事業の概要

本改正により導入される離婚後の親権者に関する規律の見直し（共同親権の導入等）、養育費の履行確保に向けた見直し（法定養育費制度の導入等）等を踏まえたこども家庭庁の各種支援施策の取扱いについて各地方自治体等を通じて周知・広報を行うため、ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等の作成等、特設サイトの設置を委託して行う。

（周知を行う主な支援施策例）

- ・児童扶養手当（離婚後の父母双方が親権者であっても、引き続き「子どもを監護する者」が受給資格者となる旨等を周知） 等

➤民法等改正法の施行に伴う周知・広報等委託

（実施内容）

- ①ひとり親向けの普及啓発用リーフレット等、広報動画の作成等
- ②ひとり親向けの普及啓発用特設サイトの作成等

実施主体

【実施主体】 国（委託）

令和6年度補正予算 50百万円

※こども政策推進事業委託費

事業の目的

- 令和6年6月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、第9条第3項において、「政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と明記され、こども大綱策定に際し、貧困の状況にあるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じる旨の規定が新たに設けられた。
- こども基本法においては、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられており、こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- このため、困難を抱えたこども・若者等から意見を聴くための仕組み（アウトリーチ型の意見聴取）を設け、その意見を適切にこどもの貧困対策に反映させるため、新たに本事業を策定する。

事業の概要

- (1) 政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、現場に出向いて意見を聴く方法（アウトリーチ）を主としつつ、オンライン会議、チャット、Webアンケートなどの多様な手法を組み合わせながら、意見聴取を実施し、政策に反映する。
- (2) 意見聴取に当たっては、こどもの声を引き出す専門的なファシリテーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施する。

実施主体

【実施主体】 国（委託）

4. 「誰一人取り残されない社会」の実現

(2) こども・子育て支援の推進

こども・若者や子育て世代の視点に立ったこども政策を推進し、「こどもまんなか社会」を実現することを目指す。

(中略)

こどもの悩みを幅広く受け止める場の実態把握及び広報を行う。こども家庭センターの設置・機能の拡充、ヤングケアラー支援の強化、共働き里親の推進に関する先駆的な取組及びこどもホスピスへの支援を進める地方公共団体を支援する。ひとり親家庭のこどもの食事の提供を行うNPO等を支援するほか、ワンストップ相談体制の構築、ひとり親家庭の就職・定着に向けた職域の拡大や就業後の定着支援に取り組む地方公共団体を支援する。